

質問に対する回答書

業務名：安芸高田市地域包括支援センター支援システム構築及び保守業務

No.	質 問	回 答
1	実施要領 『9 提出書類・提出期限 企画提案書 提案書概要版（A3 1～2 枚程度）』 および、『別紙 1 企画提案書作成要領』の『I. 企画提案書作成の留意事項』において、抜粋（要約）版を使用する場合『企画提案書の内容の更なる追記や修正等は認めない』と規定されています。この点について確認ですが、限られた A3 紙面で審査員に分かりやすく伝えることを目的として、本編に記載している文章を短く箇条書きに要約することや、本編の文字情報を基に視覚的な図表・グラフ 等を新たに作成して配置することは認められますでしょうか。（※本編に記載していない新たなアピールポイントの追加など、提案情報そのものの変更は行わず、あくまで『本編と同一情報の視覚化・要約』であるという前提です。また、規定どおり該当ページは表記いたします。）	企画提案書作成要領にあるとおり、企画提案書にある情報の再構成であれば問題ありません。その際、内容の追加や解釈を広げないように注意してください。企画提案書に記載していることをわかりやすく図式化する場合、図にすることで新しい意味・関係性になってないか確認してください。
2	実施要領 『9 提出書類・提出期限 情報非公開希望申立書』の注意書きにおいて、『企画提案書等の非公開を希望する部分を黒塗りしたものを添付すること』と規定されています。この点について確認ですが、非公開を希望する箇所にシステムの画面イメージや図表等が多く含まれる場合、ソフトの仕様上、黒塗り加工を行うことが困難なケースがございます。つきましては、貴市での原本との照合に支障が出ないよう、ページ構成や全体レイアウトはそのまま保持した上で、非公開対象となる画像やテキスト等の内容のみを削除（白抜き）した状態で提出することは認められますでしょうか。	非公開を希望する箇所については、安芸高田市情報公開条例第 8 条 3 項において「除いた部分の程度を明示しなければならない」となっています。規定に沿ったものでの提出をお願いします。
3	仕様書 『4 基本要件（7）』において、受託業者は地域包括支援センターから CSV 形式でのデータ出力を依頼された場合はその都度システム内に蓄積された、利用者基本情報、相談記録、支援経過記録、利用票提供票、アセスメント、ケアプラン、その他提供可能なデータを CSV 形式で出力し、無償でそのデータを依頼日から 1 週間以内に提供することが規定されています。本件は依頼日から 1 週間以内に『無償で提供』とあるため、本データ抽出・提供作業の依頼回数に制限は設けず、作業にかかる人件費等の費用は保守費用等に含め、都度の追加請求は行わないという認識で相違ないでしょうか。また、本作業の実施方法についてですが、仕様書『5（2）ネットワーク』において『外部インターネットから論理的または物理的に分離された環境を利用する』と規定されています。つきましては、外部からのリモート接続等によるデータ抽出はセキュリティの観点から認められず、受託業者の担当者が必 ず貴市（現地）へ訪問し、直接システムからデータを抽出して提供する作業が『必須』になるという認識でよろしいでしょうか。	本データ抽出・提供作業については依頼回数に制限は設けず、作業の費用については保守料の範囲内とし追加費用については見込んでいません。 また、作業実施については受託業者の現地対応とします。

4	仕様書『7 機能要件（2）』において、各相談に関する情報に複数の集計区分を設け、集計表が出力できることと規定されています。地域包括支援センター様の業務実態として、年度替わりや市独自の施策変更などに伴い、稼働後にこの集計区分の追加・変更・統廃合を希望されるケースが多々発生すると想定しております。つきましては、稼働後に貴市より集計区分の変更や追加等の依頼があった場合、仕様書『4 基本要件（6）』の規定等に則り、都度のカスタマイズ費用等は一切別途請求できず、すべて保守費用の範囲内（追加費用なし）で対応する必要があるという認識で相違ないでしょうか。	集計区分の追加・変更等については保守料の範囲内とし、追加費用については見込んでいません。
5	仕様書『8 機能強化・法改正対応（1）』において、本番環境へのプログラム適用作業は受託者側で行うこと、また技術者（SE 等）による十分な情報提供及びサポートを行うこととあり、これらに係る作業費は保守委託料に含むと規定されております。本作業の実施方法についての確認ですが、仕様書『5（2）ネットワーク』において『外部インターネットから論理的または物理的に分離された環境を利用する』と規定されているため、外部からのリモート接続によるプログラム適用はできないと認識しております。つきましては、法改正や機能強化に伴うプログラム適用等が発生する都度（その頻度や回数に関わらず）、毎回必ず受託業者の担当者が貴市（現地）へ訪問してインストール作業および変更点の説明等を行うことが『必須』であり、それに伴う交通費や人件費等についても一切の追加費用を請求することはできない（すべて保守委託料の範囲内とする）という認識で相違ないでしょうか	機能強化・法改正対応については受託業者の現地対応とします。 それに伴う費用については保守料の範囲内とし追加費用については見込んでいません。 ただし、大規模改修の場合は別途協議とします。
6	仕様書『8 機能強化・法改正対応（3）』において、厚生労働省が推進する『ケアプランデータ連携システム』の標準仕様に準拠し、円滑なデータ連携が可能であることと規定されています。この要件についての確認ですが、本機能はパッケージシステムの『必須要件（標準機能）』として位置づけられており、今回の提案内容および構築費用・保守費用の中に必ず含める必要がある（別途オプション費用としての計上や、本機能を含まない形での提案は認められない）という認識で相違ないでしょうか。	ご質問のとおり、今回の提案内容、および構築費用・保守費用の中に必ず含めるものとします。
7	仕様書『10 データ移行（2）』において、現行システムから出力したデータを CSV 形式で提供すると記載されております。 データ移行の精度を高め、不要データ等の不整合を確実に防ぐためには、契約締結後速やかにテスト移行・検証を開始することが必須と考えております。つきましては、移行データの品質を担保するため、弊社では以下の通り複数回にわたるデータ提供を前提としておりますが、貴市において以下の対応は可能でしょうか。 検証用データとして、契約締結直後（令和 8 年 11 月頃）に既存システムからデータを出力しご提供いただくこと。 令和 9 年 3 月 1 日の本稼働に向けた本番用データとして、直前の請求処理完了後（令和 9 年 2 月中旬頃）に最終の最新データを出力しご提供いただくこと。	検証用データは契約締結後、可能な限り速やかに提供します。 本番移行データについても請求処理終了後、本番用として提供することは可能です。

8	仕様書『1 2 操作研修（1）』において、次年度以降、職員異動等により再度操作研修が必要となり依頼があった場合は『その都度、操作研修を保守の範囲内で実施すること』と規定されています。本研修の実施方法についての確認ですが、研修の依頼があるごとに受託業者の担当者が貴市（現地）へ訪問して直接研修を実施し、その実施回数に関わらず、交通費や人件費等の費用についても一切の追加請求は行えない（すべて保守委託料に含む）という認識で相違ないでしょうか。	ご質問のとおり、次年度以降の操作研修は保守の範囲に含め、別途費用は発生しないものとします。
9	『別紙 3 システム機能要件仕様書』および仕様書『7 機能要件（3）』において、高齢者虐待管理 に関する登録機能が求められております。 高齢者虐待管理に関し、『社団法人日本社会福祉士会が定める高齢者虐待対応に関連する帳票（Ver.II-2 等）』が管理できることと規定されているかと存じます。 本要件のシステム実装方法についての確認ですが、これは単に「Excel 等の外部ファイルへのリンク付けやファイル添付」によって管理するといった簡易的な代替運用を認めるものではなく、システムのパッケージ機能として各帳票の『専用入力画面』を実装し、システム内のデータベースで一元的にデータの蓄積・履歴管理および直接印刷ができる状態を『必須要件』として求めているという認識で相違ないでしょうか。	システム内で実装を想定していますが、EXCEL 等の任意様式を利用することで、当該機能管理が可能であれば機能要件を満たしているものとします。
10	『別紙 3 システム機能要件仕様書』における『重要度 A』の機能要件について確認いたします。仕様書『4 基本要件（1）』において「パッケージソフトの利用を基本とし、原則、カスタマイズ不要とすること」と規定されております。重要度 A に設定されている項目は、地域包括支援センター業務を 遂行する上で欠かすことのできない『必須の基本機能』であると認識しております。つきましては、パッケージ標準で重要度 A の機能要件を満たせない（「否」となる）場合、当該機能を本稼働までに実装するためのプログラム改修（カスタマイズ）費用は、すべて初期構築費用の上限額内に含める必要がある（別途の追加請求は認められない）という認識で相違ないでしょうか。また、重要度 A の項目を実装せず「否（未実装）」としたまま提案を行うことは、仕様書の基本要件を満たさない提案として『失格（選定対象外）』となるという認識でよろしいでしょうか	ご質問のとおり、仕様書に定める必須機能については原則として標準機能により対応するものになります。標準機能で必須項目を満たせない場合は、必要なカスタマイズ費用をすべて初期構築費用に含める必要があります。
11	『別紙 3 システム機能要件仕様書』において、『匿名者を複数管理でき、後から利用者が判明した場合はそのデータを実利用者名に変更することができること』と規定されています。 本要件の実務運用上の確認ですが、これは『匿名者として登録・蓄積した過去の相談記録等を新たに手作業で再入力（転記）することなく、氏名等の基本情報を変更・紐づけするのみで、シームレスに正式な実利用者の記録として引き継げる機能』を標準要件として求めているという認識で相違ないでしょうか。	ご質問のとおり、電話等で受け付けた匿名の方などの相談を記録している情報を、改めて一から入力する必要なく実利用者名に切り替えができるものを想定しています。